

一般計量証明事業の登録等について

(長さ・質量・面積・体積・熱量)

奈良県工業振興センター 計量検定室

所在地:奈良市柏木町129-1
電話:0742-30-4705

計量証明の事業とは、質量や体積等の量が正しいことを証明する業務であり、計量法の目的である適正な計量の実施を確保するために非常に重要な行為を行うものです。

そこで、計量法では計量証明の事業を行う場合は、その登録を受けていただく等、計量の適正化を図るために必要な規制を行っています。

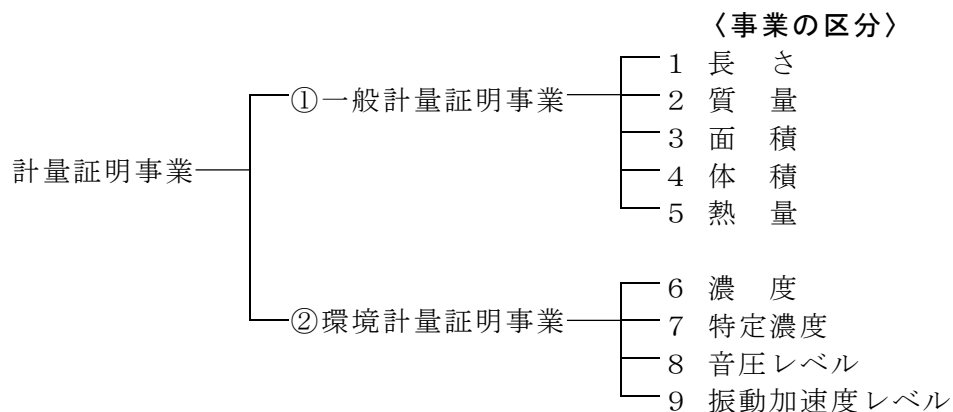
1 計量証明事業の登録と事業の区分

計量証明であって下記①及び②に示す事業を行う場合は、それぞれの事業の区分に応じた計量証明事業の登録を、その事業所ごとに受けなければなりません。

①運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明の事業

※ 船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行う貨物の質量又は体積の「計量証明」は、港湾運送事業法の「検量」に該当するため、計量証明事業からは除かれています。

②濃度・特定濃度・音圧レベル・振動加速度レベルの計量証明の事業



※ 上記①及び②の計量証明の事業を行う場合であっても、下記イ～ニに示す法律の規定に基づき、その業務を行うについての登録、指定その他の処分を受けた者が、その業務として計量証明の事業を行うときは計量証明事業の登録の必要はありません。

イ 労働災害防止団体法第19条

ロ 下水道事業センター法の一部を改正する法律による改正前の下水道事業センター法第10条第1項

ハ 作業環境測定法第33条

ニ 浄化槽法第57条

2 登録の申請

計量証明事業の登録申請を行う場合は、計量証明事業登録申請書(様式1)に必要な手数料分の奈良県収入証紙を貼付し、下記の書類を添付して計量検定室に提出して下さい。

- ①登記簿謄本(個人の場合は住民票)
- ②計量証明事業の欠格事由に該当していない旨の誓約書(様式2)
- ③計量士登録証の写し又は主任計量者試験合格証の写し
- ④計量士等の雇用関係を証する書類
- ⑤計量証明に使用する計量器の検定等の成績書の写し
- ⑥事業所内の図面(様式3)
- ⑦最寄りの交通機関から事業所までの略図(様式4)

3 登録の基準

計量証明事業者として登録する場合は、次の基準を満たしていなければなりません。

- ①計量証明に使用する設備が、事業の区分に応じて以下の表の基準に適合していること。

事業の区分	必要な設備	数量
長さ	直尺、巻尺又は才取尺	1
質量	①次のいずれかの非自動はかり イ. 目量が10mg以上で、目盛標識の数が100以上のもの。 ロ. 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、感量が10mg以上のもの。	1
	②表す質量が10mg以上の分銅 (①の非自動はかりに組み合わせて使用するもの。)	1
面積	①皮革面積計	1
	②校正用面積板	1
体積	直尺、巻尺又は才取尺	1
熱量	①ボンベ型熱量計	1
	②ひょう量が100g以上で、感量が1mg以下の非自動はかり	1
	③ベックマン温度計又は電気式温度計	2

※ 上記の設備については、登録申請時に登録申請事業者の所有しているものに限ります。ただし、これらの設備が計量管理を行うについて支障がないと認められる場合には他者との共有・賃借等であっても構いません。

- ②一般計量士又は一般主任計量者が計量証明事業に係る計量管理を行うこと。

・一般計量士…「一般計量士」として経済産業大臣の登録を受けている者。

- ・一般主任計量者…特定計量器の性能及び使用方法その他計量証明に使用する設備についての使用上の知識を有する者として経済産業大臣の定める基準に適合すると認められた者。（詳細は次項）
- ・計量管理…計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善など適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること。

4 一般主任計量者（詳細は別途照会してください）

一般主任計量者とは、一般計量証明事業所の計量管理を行っていただく方をいいます。計量管理を行うためには、事業所で使用している計量器の性能や使用方法、その他の設備の使用上の知識を有していることが必要となるため、一般主任計量者になろうとする場合には、都道府県が実施する「主任計量者試験」に合格する必要があります。

（１）主任計量者試験の受験資格

主任計量者試験を受験するためには、次の受験資格が必要となります。

- ①計量証明事業に携わる者。
- ②都道府県の指定する講習会を受講した者。

（２）試験の内容

試験の内容…出題数	20問
試験時間	60分
出題内容	①計量に関する基礎知識 5問
	②計量関係法規に関するもの 10問
	③計量器に関する知識 5問

試験の合格基準…20問で100点中70点以上

試験に合格された方には「主任計量者試験合格証」が交付され、一般主任計量者として各事業所で計量管理を行っていただきますが、引き続き必要な知識の修得に努めていただくために5年ごとに都道府県が指定する講習会を受講して下さい。

5 登録証の交付・再交付

登録申請者が登録の基準を満たしている場合には、計量証明事業者として登録されることとなり、その登録証が交付されます。登録証は事業所内の見やすい場所に掲示し、大切に保管して下さい。

また、登録証を破損、紛失した場合には登録証再交付申請書(様式5)に所定の手数料分の奈良県収入証紙を貼付し、登録証を失った事実を記載した書面(登録証を破損した場合は、破損した登録証)を添えて再交付手続を行って下さい。

6 事業規程の作成

計量証明事業者は登録を受けた後、概ね1ヶ月以内に事業の実施の方法に関する事業規程を作成し、事業規程届出書(様式6)により計量検定室に提出して下さい。

また、提出した事業規程を変更した場合は、事業規程変更届(様式7)により変更後の事業規程を提出して下さい。

事業規程には、事業の実施方法について下記の事項を定めた事項を明記して下さい。

- ①計量証明の対象となる分野に関する事項
- ②計量証明を実施する組織に関する事項
- ③計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- ④計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- ⑤計量証明書の発行に関する事項(計量証明書に標章を付す場合はその取り扱いに関する事項を含む)
- ⑥計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- ⑦計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取り扱いに関する事項
- ⑧その他計量管理に必要な事項

※ 事業規程作成については巻末の記載例を参考にして下さい。

7 計量証明書

計量証明書を発行するときには、次の事項を必ず記載して下さい。また、一般計量証明事業者は計量証明書に下記に示す標章を付すことができます。この標章は登録を受けた計量証明事業者が発行した計量証明書であることを示すものですから、計量証明書以外のものに使用することはできません。

- ①計量証明書である旨の表記
- ②計量証明書の発行番号及び発行年月日
- ③計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称、住所(登録事業所の本社)
- ④計量証明を行った事業所の所在地及び登録番号(登録を受けた事業所)
- ⑤当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名
- ⑥計量の対象
- ⑦計量に使用した計量器
- ⑧計量証明の結果
- ⑨計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

〈 標 章 〉



8 計量証明検査

計量器は使用している間に精度や性能が低下してきますので、計量証明に使用する計量器は適正な計量を実施するために、それぞれの計量器の種類ごとに定められた期間^{※1}ごとに「計量証明検査」と呼ばれる計量器の検査を受けることが義務づけられています。ただし、次の場合は検査を受ける必要はありません。

- ①計量法で定める検定・検査に合格した表示年月の翌月 1 日から起算して、計量器の種類ごとに定められた期間^{※2}を経過していない計量器
- ②適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者が指定された事業所で使用する計量器。

計量証明検査の対象となる特定計量器

特定計量器の種類	計量証明検査を受け るべき期間(※1)	計量証明検査を受けるこ とを要しない期間(※2)
非自動はかり、分銅及びおもり	2 年	1 年
ベックマン温度計	5 年	3 年
皮革面積計	1 年	6 ヶ月
ボンベ型熱量計	5 年	3 年

9 変更及び廃止の届出

計量証明事業者は登録申請書の内容に変更があった場合は、登録申請書記載事項変更届(様式 8)に下記の必要な書類を添付して、計量検定室へ必ず届出を行って下さい。その際、計量証明事業登録証に記載された内容に変更があった場合は、その変更手続が必要となりますので所定の手数料分の奈良県収入証紙を届出書に貼付し、登録証を添えて届出を行って下さい。

また、事業を廃止する場合は事業廃止届(様式 9)を計量検定室へ届け出て下さい。

添付書類

- (1)届出者の住所、氏名(名称)の変更
法人の場合…変更の事実を証する書類
個人の場合…住民票
- (2)代表者の変更
登記簿謄本
計量証明事業の欠格事由に該当していない旨の誓約書(様式 2)
- (3)事業所の所在地の変更
事業所の図面及び最寄りの交通機関から事業所までの略図
- (4)使用する計量器、その他設備の変更
計量証明に使用する計量器の検定等の成績書の写し
- (5)計量士又は主任計量者の変更
計量士登録証の写し又は主任計量者試験合格証の写し

(6) 事業の譲渡があったとき

事業譲渡証明書(様式10)

法人の場合…変更の事実を証する書類

個人の場合…住民票

計量証明事業の欠格事由に該当していない旨の誓約書(様式2)

(7) 事業の相続があったとき

イ. 法定相続人が1名の場合…相続証明書(様式11)

戸籍謄本

誓約書(様式2)

ロ. 法定相続人が2名以上の場合…事業承継同意証明書(様式12)

事業承継同意証明書で選定された者の戸籍謄本

誓約書(様式2)

(8) 合併があったとき

登記簿謄本

誓約書(様式2)

(9) 事業を廃止するとき

計量証明事業登録証

10 報告書の提出

計量証明事業者は前年4月から、その年の3月までの事業内容を記載した計量証明事業者報告書(様式13)を毎年4月30日までに計量検定室へ提出して下さい。

11 適合命令及び登録の取り消し

都道府県知事は、計量証明事業者が登録の基準に適合しなくなったと認めた場合、計量証明事業者に対し、基準に適合するために必要な措置をとることを命じることができます。また、その命令に違反したときは、登録の取り消し、又は事業の停止の処分を行うことができます。

12 登録簿の閲覧及び謄本の交付

計量検定室で備えてある計量証明事業者の登録簿の閲覧及び謄本の交付を請求することができます。登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求するときは、登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式14)に所定の手数料分の奈良県収入証紙を貼付し提出して下さい。

【様式 1】

計量証明事業登録申請書

奈良県収入
証紙貼付欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

次のとおり、計量法第 107 条の登録を受けたいので、申請します。

記

- 1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分
- 3 事業所の所在地
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置の名称、性能及び数
- 5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第 40 条第 3 項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 第 2 項の事項は、濃度の計量証明の事業にあつては、大気又は水及び土壌の別についても記載すること。
3. 第 4 項の事項は、別紙に記載することができる。
4. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【様式 2】

誓 約 書

私(はじめ当社役員)は、計量証明の事業の欠格事由(計量法第 1 1 4 条において準用、読み替えする計量法第 9 2 条第 1 項)各号に該当していないことを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者の氏名)

印

【様式 3】

事業所内の図面	
名 称	
所在地	

【様式4】

事業所までの略図	
名 称	
所在地	
(最寄りの交通機関からわかりやすく書いて下さい。)	

【様式 5】

登録証再交付申請書

奈良県収入
証紙貼付欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

計量法施行規則第 4 6 条第 1 項の規定により、次のとおり計量証明の事業の登録証の再交付を受けたいので、登録証を失った事実を記載した書面を添えて、申請します。

記

1 登録の年月日及び登録番号

2 事業の区分

3 再交付申請の事由

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【様式 6】

事業規程届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

計量法第110条第1項前段の規定により、事業規程を作成しましたので、
別紙のとおり届け出ます。

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

【様式 7】

事業規程変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

次のとおり、事業規程を変更したので、計量法第110条第1項前段の規定により、別添のとおり届け出ます。

記

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号
- 2 変更のあった事項
- 3 変更のあった事由

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

【様式 8】

登録申請書記載事項変更届

奈良県収入
証紙貼付欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

次のとおり、変更があったので、計量法第 1 1 4 条において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

2 変更のあった事項

3 変更の事由

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【様式 9】

事業廃止届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

下記の計量証明の事業は、 年 月 日に廃止したので、計量法第 114 条において準用する第 65 条の規定により、届け出ます。

記

1 事業の区分

2 登録の年月日及び登録番号

3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所

4 工場又は事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2. 計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者にあつては、第 1 項として事業の区分・認定の区分を記載すること。

【様式 10】

事業譲渡証明書

年 月 日

奈良県知事 殿

譲渡者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

譲受者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

上記の者の間で計量証明の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 工場及び事業場等の所在地

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【様式 1 1】

相 続 証 明 書

奈良県知事 殿

住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

印

上記の者は、 の相続人であり、計量証明の事業を
に承継したことを証明します。

年 月 日

年 月 日

証明者 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 証明者は 2 人以上とし、全員が署名、押印すること。

【様式 12】

事業承継同意証明書

奈良県知事 殿

住 所

氏 名

名称及び

代表者の氏名

印

上記の者は、
の相続人であり、かつ相続人全員の同意により計量証明の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人 住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式 13】

計 量 証 明 事 業 者 報 告 書

年 月 日

奈良県知事 殿

報告者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	登録の年月日 及び登録番号		整理番号	
事業所の所在地				
事業の区分		証 明 件 数	備 考	
長 さ				
質 量				
面 積				
体 積				
熱 量				
濃 度	大 気			
	水			
	土 壌			
特定 濃度	大 気			
	水			
	土 壌			
音圧レベル				
振動加速度 レベ ル				

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 整理番号の欄は、記入しないこと。

【様式 14】

登録簿謄本交付（閲覧）請求書

奈良県収入
証紙貼付欄

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
名称及び
代表者の氏名

印

次のとおり、登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

記

- 1 登録計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 事業の区分
- 5 事業所の所在地
- 6 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その数

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 1 から 5 までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。
ただし、不明の場合はこの限りでない。